令和２年度弘前市観光戦略再構築事業支援業務仕様書

１．業務名称

令和２年度弘前市観光戦略再構築事業支援業務

２．目的

新型コロナウイルス感染症の流行により観光需要が減少したことで、弘前市において観光業を始め地域経済に大きな影響が出ている。

このことから、弘前市の観光戦略を推進し観光需要を取り戻すために、新型コロナウイルス感染症の影響により変動している社会情勢や新たな生活様式、国内外の観光需要の動向を捉えたうえで、弘前市の文化・食・まつり・歴史的建造物などの観光資源を新たな視点で再編集し、デジタルプロモーション等※を実施することで、弘前市の認知度向上及び誘客の推進を図るものである。

※観光戦略の推進に資する、動画制作、ビジュアルアイデンティティの確立、デジタルプロモーション体制の構築、弘前市の101回目の弘前さくらまつり記念イベントの企画等

３．業務期間

契約締結日の翌日から令和３年３月31日まで

４．業務内容

（1）弘前市の既存観光資源の洗い出しと価値向上に関するマニュアルの作成

弘前市の観光資源の洗い出しと再編集による観光資源価値向上を目指し、観光資源の新たな活用展開についてマニュアルを作成する。

① 内容

新型コロナウイルス感染症の影響により変化している観光ニーズや生活様式を予測し、別紙「代表的な観光資源一覧」に記載している観光資源やその他の潜在している資源について、新たな展開を検討し（例：津軽の食文化の新たな発信方法）、マニュアルを作成する。

② 成果品

マニュアル＜製本版２冊及びデータ一式（ＰＤＦ形式）＞

ア　マニュアルの様式は任意とする。

イ　ページ番号を付すこと。

（2）動画制作

４．（1）で再編集した観光資源や弘前市に暮らす人々のあたたかさを映像化することで、弘前市の魅力を発信し、国内外からの誘客を図る。

① 言語・音響

ア 動画の観光資源等の名称は日本語及び英語で表記すること。

イ 字幕やナレーション等、言葉による説明ではなく、視覚的に訴求可能な動画制作を想定しているが、字幕やナレーション等を利用する手法が最適な場合は、この限りではない。

ウ 動画の展開と音響はリンクし、全体が単調にならないようにすること。

エ 自然音や弘前市の文化など特徴ある音（例：ねぷた囃子、津軽三味線等）を盛り込むこと。

オ 音響については、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。なお、著作権の許諾が必要な場合は、一切の手続き等を受注者自身が行うこと。

② 制作本数、動画時間

ア 動画は国内向け、東アジア向けの計２種類以上制作すること。なお、その他（受注者提案）制作についても可とする。

イ 上記について、ＳＮＳやデジタルサイネージ等（例：インスタグラム）、広告媒体で使用できる15秒～30秒のものをそれぞれ２本（計４本）以上、２～３分程度のものをそれぞれ１本（計２本）以上制作する。

③ 撮影

ア 動画制作の提案にあたっては、新規撮影を原則とすること。

イ 360°全方位カメラや超高精細撮影機材、遠隔操縦機（ドローン）など、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続は、受注者自身で行うこと。

ウ 実施時期や実施期間により撮影困難なシーン（季節感のある動画やイベント関連動画等）を活用する必要がある場合は、弘前市と協議の上、既存の動画データなどを取得することを認めることとする。なお、借用映像等を使用する際の一切の手続きなどは受注者自身で行うこと。

エ 弘前市が保有する動画データ等の素材については借用できることとする。

④ 成果品

ア 完成した各動画を収めたＤＶＤ一式 10枚

イ 二次加工できる素材動画のみのデータ（テロップ、音源等無し）のＤＶＤ ２枚

⑤　参考事例

本業務の参考となる動画を以下のとおり例示します。

Summer Passion in tohoku,Japan ４K(Ultra HD)-東北の夏

Autumn Colors in Tohoku,Japan ４K(Ultra HD)-東北の秋

Izumo,Japan ４K((Ultra HD)-出雲

JAPAN-Where tradition meets the future　JNTO

ITO city,Shizuoka,Japan in ８K HDR 静岡県　伊東市

Oki Islands,Japna in ８K HDR 隠岐（島根県）

Enjoy my Japan concept movie full version JNTO

Shimada City ,Japan in ８K HDR-島田市　大井川と生きるまち

（３）ビジュアルアイデンティティの確立

弘前市の観光戦略を象徴するビジュアルアイデンティティ（以下、「ＶＩ」という。）を確立し、今後統一したイメージによりプロモーションを実施することで、より強力な観光推進を図る。

①　ＶＩの確立

ＶＩとしてシンボルロゴマーク、キャッチコピーを想定しているが、そのほか弘前市の観光推進に効果的であると認められるものがあれば、受注後に弘前市と協議し決定することとする。

ア　ＶＩは、ポスター、パンフレット、名刺、ノベルティグッズなど、多岐にわたり使用することを念頭に制作すること。

イ　ＶＩは、ロゴマークのみ、キャッチコピーのみ、ロゴマークとキャッチコピーを組み合わせたデザイン、縦書き版、横書き版など、活用方法に合わせて使用できるよう複数のパターンを制作すること。なお、作成するパターン数は受注者と協議の上決定する（５パターン以上）。

ウ　ＶＩはパターンごとにフルカラー版、モノクロ版を制作すること。

エ　ＶＩは市内観光事業者が使用しても違和感のないデザインとすること。

オ　ＶＩはすでに発表されているものと類似しない内容とする。

②　ガイドラインの作成

ＶＩのコンセプト、デザイン、ＶＩの組み合わせパターン、使用禁止例など、ＶＩの活用時に必要な事項を記載したガイドラインを作成すること。

③　成果品

ア　ＶＩの作成データ一式

(a.イラストレーター形式、b.ＪＰＥＧ形式、c.ＰＮＧ形式)

イ　ガイドライン　製本版２冊及びデータ一式（a. ＰＤＦ形式、b. ＰｏｗｅｒＰｏｉｎｔ形式）

・提案書の様式は任意とし、ページ番号を付すこと。

（4）デジタルプロモーション体制の構築

新たな生活様式を踏まえた観光推進を図るために、デジタルプロモーション（弘前市の再編集後の観光資源及び本業務で制作した映像やロゴ等の魅力的なコンテンツの情報を効果的にターゲット層に届ける等）を実施する。

①　webページの新規作成、改修（https://www.hirosaki-kanko.or.jp/web/index.html）

ア　本事業で作成した動画コンテンツおよびＶＩ等を用いて、弘前市のwebページを新規作成、または改修する。

イ　初見で魅力が最大限伝わるようデザインする等、コンテンツの分類、サイト構成、ナビゲーション機能などを工夫し、閲覧者にとって見やすいものを構築する。

ウ　マルチデバイス対応など、外国人観光客の利便性・満足度を向上させるためスマートフォン等の閲覧環境の最適化を図る。

エ　webページによる宣伝効果が把握できるようにwebアクセス数やwebページの滞在時間、その他データ分析に有用な指標を計測できる仕様にすること。

オ　その他、ターゲット層に訴求するための方策を取り入れる。

カ　詳細については、弘前市と適宜調整して業務を行うこと。

②　メディアの活用

ア　本業務で制作した動画コンテンツ及び弘前市が所有している既存の動画コンテンツ等について、再編集で設定したターゲット層に波及効果の高い最適なメディア（複数可）を選択し、掲載する。

イ　メディアの選定、ターゲティング及び掲載方法等の具体的な内容については弘前市と協議のうえ決定し、メディアに掲載する際にアカウントの作成が必要な場合は受注者が登録作業を行い、作成したアカウントの所有権は弘前市に帰属するものとする。

③　その他

弘前市の観光推進に効果的であると思われるものがあれば提案すること。

（5）101回目弘前さくらまつり記念イベントの企画（開催準備）と式典等実施計画書作成

来年開催する 101 回目の弘前さくらまつり（以下、「まつり」という。）を本プロポーザル事業、ならびに新たな生活様式等に対応する弘前市の観光戦略本格始動の象徴と位置付け、まつり会期中に市内外の著名人や事業関係者等による記念式典および記念祝賀会を開催（本業務で制作した動画

やＶＩ等を活用)。新たな生活様式を踏まえた魅力的なイベントを実施するとともに、「観光都市弘前」の魅力を対外的に発信することで、国内における人の流れと街の賑わいを創出し、弘前市の経済の活性化につなげていく。

① まつり記念イベント概要（案）

ア 主　　催　　弘前観桜会100周年事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

イ 事業構成　　記念式典および記念祝賀会（以下、「式典等」という。）

ウ 開 催 日　　令和３年４月29日（予定）

エ プログラム

内容	時間	会場（弘前公園内）
記念式典 イベント（受注者提案）	13：00～16：00	【本丸　天守閣前芝生付近】 ※別添会場図参照
記念祝賀会 祝賀会（受注者提案）	16：00～18：00	未定※

※記念祝賀会の会場については、弘前公園内を想定

〇会場候補地

・記念式典と同一会場

・さくら桟敷席

（ https://www.hirosaki-kanko.or.jp/web/edit.html?id=cat02_spring_sakura_sajiki ）

・その他弘前公園内（北の郭、市民広場、ピクニック広場、植物園等）

② 業務内容

＜企画・開催準備業務＞

ア 記念式典の企画・招待者調整等の開催準備

イ 記念祝賀会の企画・招待者調整等の開催準備

・式典等について、新たな生活様式と本プロポーザルの内容を踏まえた新たな観光戦略の象徴となる内容を企画し、招待者等の調整を行う。

・運営にあたり必要となる人員配置及び機材の調達等会場づくりについて計画する。

・アトラクション出演者（団体）及びアトラクション内容を計画し、必要に応じて連絡調整を行う。

・記念式典会場内にステージ及び招待者の見物席を設置するとともに、観光客が観覧できるスペースを確保するよう配置、レイアウトする。

・招待者は100人程度とし、招待者を選定のうえ準備・計画及び招待状を送付し、出欠者の管理を行う。

＜計画書作成業務＞

ウ　式典等実施計画書の作成

・式典等の企画、運営、警備（人員配置及び機材調達等を含む）に関する計画書を作成する。

・下記の想定記載事項のほかに、必要と思われる内容についても記載すること。

【企画】

・本式典に関するコンセプトや想定招待者、実施波及効果等について記載。

【運営】

・式典等の次第、シナリオ（進行台本含む）、客席図、運営・行動マニュアル、進行管理計画、新型コロナウィルス感染症感染対策等について記載。

【警備】

・招待者、関係者、スタッフのセキュリティチェック（必要に応じて衛生管理も）及び入念な警備計画について記載。

③　成果品

ア　式典実施計画書

イ　祝賀会実施計画書

＜製本版各10冊及びデータ一式（a. ＰＤＦ形式、b. それぞれの記載内容に適したデータ形式）＞

・計画書の様式は任意とする。

・ページ番号を付すこと。

④　留意事項

＜企画・開催準備業務＞

ア　式典等の開催がまつり会期中（令和３年４月23日～５月５日予定）となることから、式典等はまつりと調和がとれたものとし、記念式典は、招待者及びまつりに来場する観光客が観覧でき、幅広い年齢層に喜ばれ、弘前市の魅力をＰＲできる内容とする。

イ　記念祝賀会は、招待者間でのコミュニケーションが多く生まれる場をつくることを目的とし、招待者に喜ばれるであろうおもてなしの企画や、参加型の企画とする。

ウ　雨天時にも招待者および来場する観光客が楽しめる企画とする。

エ　本業務で制作した動画等についても活用すること。

＜計画書作成業務＞

ア　計画書等の作成に当たっては、必要最小限の規模で最大の効果を挙げることを念頭に、概算事業費を積算するよう留意すること。

イ　内容について、図や表を用いてわかりやすく作成すること。

ウ　実際の運営については別途事業者を選定する予定となっており、運営にかかる経費についても積算し計画書に記載すること。

エ　【運営】【警備】部分の内容については、当日の手持ち資料となることを想定した構成とすること。

5．提案内容

上記「4．業務内容」を踏まえて、（1）～（5）の内容について提案すること。なお、ターゲットについては、受注者がコロナ禍における社会情勢や新たな生活様式、国内外の観光需要の動向等各種現状分析を行った上で選定し提案することとする。業務毎にターゲットが異なる場合は業務毎のターゲットの選定理由を明示することとし、受注後にそれらを基礎資料として、弘前市と協議のうえ決定すること。

（1）弘前市の既存観光資源の洗い出しと価値向上に関するマニュアルの作成

①　本プロポーザルの提案に際して洗い出しや発掘を行った観光資源について、新たな生活様式を踏まえ、掛け合わせや新たな展開等について提案すること。なお、マニュアル作成の提案にあたっては、弘前市内の観光業のほか幅広い業種に対する経済的な波及効果が期待できるような展開についても意識すること。

②　各観光資源の新たな展開について、想定されるターゲットとマッチングにおけるコンセプトを提案すること。

③　上記以外に、当市の観光資源活用等の独自提案があれば自由に提案してください。
（複数の観光資源の組合せや周辺市町村の観光資源との連携等、新たな観光需要の創出も可とする。）

（2）動画制作

①　動画の内容については、ターゲット及びテーマを定め、絵コンテ等を用いて、動画全体のストーリーがわかるようにし、どのようなメッセージ効果を与えるものかを明示したうえで提案すること。

②　制作した動画の活用方法についても併せて提案すること。

③　動画を制作するターゲットは国内、東アジアとし、新しい生活様式を踏まえ弘前市の魅力とマッチングし、今後の新規開拓につながる可能性があるエリアを事業者が提案し、発注者と受注者による協議の上決定するものとする。なお、その他のターゲットについての受注者提案も可とする。

（3）ＶＩの確立

① ターゲット選定の狙いから包括するロゴ等の制作に至るまでの取組方針、情報の把握・集約やターゲットに訴求する創造的表現の制作等に係る具体的手法を提案すること。なお、実施にあたり注目すべきポイント、独自の工夫があれば記載してください。

② 制作したＶＩの活用方法についても併せて提案すること。

※なお、提案にあたり具体的なロゴ、キャッチコピー等のデザイン案を制作する必要はありません。

（4）デジタルプロモーション体制の構築

業務内容	提案内容
①webページの新規作成、改修 https://www.hirosaki-kanko.or.jp/web/index.html	・構成の大まかなデザインコンセプト及びwebページに盛り込むコンテンツの内容。 ・現在のwebページを分析し、その改善策を含め本業務に対する基本的な考え方及び具体的な取組方針。 ・パソコン及びスマートフォンでのトップページ等のデザインと構成・分類分け等。
②メディアの活用	・具体的な手法も踏まえた効果的な活用方法（本業務の動画コンテンツ等の活用も含む）
③その他 （弘前市の観光推進に効果的と思われるもの）	・選定理由や想定される効果について、具体的に提案すること。

（5）まつり記念イベントの企画（開催準備）と式典等実施計画書作成

① 招待者の参集規模及び参集範囲並びにタイムスケジュール及び会場を想定し提案すること。なお、上記で想定した内容については、想定理由を明示することとし、受注後にそれらを基礎資料として、弘前市と協議のうえ決定する。

② 式典等について、業務内容を踏まえたコンセプトを提案すること。

③ 実際の運営に必要な経費や許可等についても、併せて提案すること。

④ 式典等以外にまつりの記念イベントとして市の観光ＰＲ等につながる独自提案があれば自由に提案してください。

６．監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

７．契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約不適合を知った日から１年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

８．その他

（1）業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を弘前市と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

（2）業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

（3）再委託

再委託を行う場合は、事前に書面により弘前市の承諾を得たうえで、再委託先事業者の管理監督を行うこと。ただし、業務の主たる部分について、再委託は不可とする

（4）資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、弘前市において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとします。

（5）留意事項

① 各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て委託金額に含むこととします。

② 本事業により制作された制作物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は、期間の制限なく弘前市に帰属するものとし、今後作成物を利用・複製する際に、団体・個人

の同意や同意に伴う金銭の支払いが生じないようにしてください。

③　第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決するものとします。

④　受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　弘前市に報告すること。

エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、弘前市と協議を行うこと。

以上